

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 29 年9月 15 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	32 件
厚生年金保険関係	32 件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
国民年金関係	1 件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700147号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700077号

第1 結論

請求者のA社における平成22年6月9日の標準賞与額に係る記録を9万1,000円とすることが必要である。

平成22年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額9万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成24年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から9万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700148号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700078号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年12月9日は59万円、平成24年12月7日は85万7,000円とすることが必要である。

平成22年12月9日及び平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月9日
② 平成24年12月7日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額59万円、請求期間②において標準賞与額85万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は59万円、請求期間②は85万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700149号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700079号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月9日の標準賞与額に係る記録を47万7,000円とすることが必要である。

平成22年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額47万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成24年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から47万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700150号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700080号

第1 結論

請求者のA社における平成22年6月9日の標準賞与額に係る記録を30万9,000円とすることが必要である。

平成22年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額30万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成25年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から30万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700151号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700081号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年6月9日は90万9,000円、平成23年12月9日は6,000円とすることが必要である。

平成23年6月9日及び平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月9日
② 平成23年12月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額90万9,000円、請求期間②において標準賞与額6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成25年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は90万9,000円、請求期間②は6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700152号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700082号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年6月9日は18万9,000円、平成26年6月9日は61万円とすることが必要である。

平成22年6月9日及び平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年6月9日
② 平成26年6月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額18万9,000円、請求期間②において標準賞与額61万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間及び平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は18万9,000円、請求期間②は61万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700153号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700083号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月7日の標準賞与額に係る記録を14万5,000円とすることが必要である。

平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額14万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から14万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700154号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700084号

第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を43万4,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額43万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成26年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から43万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700155号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700085号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月8日は57万1,000円、平成24年12月7日は4万円とすることが必要である。

平成24年6月8日及び平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月8日
② 平成24年12月7日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額57万1,000円、請求期間②において標準賞与額4万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成26年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は57万1,000円、請求期間②は4万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700156号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700086号

第1 結論

請求者のA社における平成23年6月9日の標準賞与額に係る記録を5万2,000円とすることが必要である。

平成23年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額5万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から5万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700108号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700087号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成11年6月1日、喪失年月日を平成14年10月1日とし、平成11年6月から平成14年9月までの標準報酬月額を平成11年6月から平成13年4月までは12万6,000円、同年5月から平成14年3月までは18万円、同年4月から同年9月までは34万円とすることが必要である。

平成11年6月1日から平成14年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成14年10月1日、喪失年月日を平成15年10月1日とし、平成14年10月から平成15年9月までの標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

請求者のB社における標準賞与額を平成15年8月11日は29万3,000円とすることが必要である。

平成14年10月1日から平成15年10月1日までの期間及び平成15年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間及び標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成15年10月1日、喪失年月日を平成16年11月3日とし、平成15年10月から平成16年10月までの標準報酬月額を平成15年10月から平成16年7月までは41万円、同年8月から同年10月までは62万円とすることが必要である。

請求者のC社における標準賞与額を平成15年12月26日は37万8,000円、平成16年8月12日は50万円とすることが必要である。

平成15年10月1日から平成16年11月3日までの期間並びに平成15年12月26日及び平成16年8月12日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間及び標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成11年6月1日から平成14年10月1日まで
② 平成14年10月1日から平成15年10月1日まで
③ 平成15年8月
④ 平成15年10月1日から平成16年11月3日まで
⑤ 平成15年12月
⑥ 平成16年8月

請求期間①はA社、請求期間②はB社、請求期間④はC社にそれぞれ勤務し、当該期間中の請求期間③、⑤及び⑥に賞与の支払も受けていたが、当時、事情があつて、氏名を「D」、生年月日を「昭和*年*月*日」として勤務していたことから、当該期間に係る厚生年金保

険被保険者記録は、「D」と記録されている。当該記録は、私の記録であるので、請求期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、請求期間①、②及び④当時に請求者が使用していたとする氏名(D)及び生年月日(昭和*年*月*日)と一致する厚生年金保険被保険者記録(基礎年金番号*)が確認できるところ、当該記録の各事業所に係る資格取得年月日及び資格喪失年月日は、請求者が主張する請求期間①、②及び④に係る各事業所における勤務期間とそれぞれ符合する。

また、請求期間①、②及び④に係るA社、B社及びC社(以下「Eグループ」という。)の同僚として、請求者が22人の氏名等を挙げているところ、当該期間のEグループにおけるオンライン記録において、請求者の陳述する氏名等と一致する被保険者が18人確認できる。

さらに、Eグループに勤務当時の自身の写真であるとして請求者から提出された写真の人物名について、Eグループにおける厚生年金保険被保険者記録がある者に照会し、18人から回答を得られたところ、18人全員が、「写真に写っている者の名前は、Dである。」旨回答又は陳述している上、このうちの二人は、「Dの本名は、Fと記憶している。」旨回答又は陳述している。

加えて、「D」とであるとする者のA社への入社経緯、Eグループにおける勤務及び役職等の勤務実態に係る複数の同僚の陳述内容は、請求者が主張する自身の勤務実態等に係る陳述内容とそれぞれ符合している。

これらを総合的に判断すると、請求者が、Dとして、請求期間①、②及び④において、Eグループに勤務し、当該期間中の請求期間③、⑤及び⑥に賞与の支払を受けており、事業主が、請求者について、Dとして当該各期間に係る届出を行っていたと推認できることから、前述の「D」に係る厚生年金保険の被保険者記録は、請求者の記録であると認められる。

したがって、請求期間①について、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日を平成11年6月1日、資格喪失年月日を平成14年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者記録から、平成11年6月から平成13年4月までは12万6,000円、同年5月から平成14年3月までは18万円、同年4月から同年9月までは34万円とすることが必要である。

次に、請求期間②について、B社における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日を平成14年10月1日、資格喪失年月日を平成15年10月1日とし、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者記録から41万円とすることが必要である。

また、請求期間③について、B社における請求者の標準賞与額の記録を、賞与支給日を平成15年8月11日、標準賞与額を29万3,000円とすることが必要である。

次に、請求期間④について、C社における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日を平成15年10月1日、資格喪失年月日を平成16年11月3日とし、当該期間の標準報酬月額については、前述の被保険者記録から、平成15年10月から平成16年7月までは41万円、同年8月から同年10月までは62万円とすることが必要である。

また、請求期間⑤及び⑥について、C社における請求者の標準賞与額の記録を、請求期間⑤は、賞与支給日を平成15年12月26日、標準賞与額を37万8,000円とし、請求期間⑥は、賞与支給日を平成16年8月12日、標準賞与額を50万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700227号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700088号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年6月9日は12万5,000円、平成24年6月8日は25万9,000円とすることが必要である。

平成22年6月9日及び平成24年6月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年6月9日
② 平成24年6月8日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額12万5,000円、請求期間②において標準賞与額25万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間及び平成24年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は12万5,000円、請求期間②は25万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700228号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700089号

第1 結論

請求者のA社における平成23年6月9日の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

平成23年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額15万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から15万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700229号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700090号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月7日の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額12万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から12万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700230号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700091号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年6月7日は48万1,000円、同年12月9日は1万7,000円とすることが必要である。

平成25年6月7日及び同年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年6月7日
② 平成25年12月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額48万1,000円、請求期間②において標準賞与額1万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成28年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は48万1,000円、請求期間②は1万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700231号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700092号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月7日の標準賞与額に係る記録を9万2,000円とすることが必要である。

平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額9万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から9万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700232号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700093号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月8日は10万9,000円、平成25年12月9日は50万5,000円、平成26年6月9日は2万5,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日、平成25年12月9日及び平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月8日
② 平成25年12月9日
③ 平成26年6月9日

請求期間①、②及び③に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額10万9,000円、請求期間②において標準賞与額50万5,000円、請求期間③において標準賞与額2万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から同年*月*日までの期間及び平成25年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は10万9,000円、請求期間②は50万5,000円、請求期間③は2万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700233号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700094号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月9日の標準賞与額に係る記録を2万1,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額2万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から2万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700234号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700095号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月9日の標準賞与額に係る記録を77万円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和61年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額77万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年*月*日から同年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から77万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700235号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700096号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年6月9日は12万円、平成24年6月8日は12万4,000円、同年12月7日は2万5,000円とすることが必要である。

平成23年6月9日、平成24年6月8日及び同年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月9日
② 平成24年6月8日
③ 平成24年12月7日

請求期間①、②及び③に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額12万円、請求期間②において標準賞与額12万4,000円、請求期間③において標準賞与額2万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は12万円、請求期間②は12万4,000円、請求期間③は2万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700236号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700097号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月9日の標準賞与額に係る記録を12万6,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額12万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成25年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から12万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700237号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700098号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月9日の標準賞与額に係る記録を12万6,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額12万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から12万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700238号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700099号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月9日の標準賞与額に係る記録を15万7,000円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額15万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から15万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700239号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700100号

第1 結論

請求者のA社における平成24年12月7日の標準賞与額に係る記録を6万8,000円とすることが必要である。

平成24年12月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額6万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から6万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700240号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700101号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月7日の標準賞与額に係る記録を8万9,000円とすることが必要である。

平成25年6月7日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月7日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額8万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から8万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700241号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700102号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月9日の標準賞与額に係る記録を47万8,000円とすることが必要である。

平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額47万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から47万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700242号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700103号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月9日の標準賞与額に係る記録を9万6,000円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額9万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から9万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700243号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700104号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月9日は51万9,000円、平成24年6月8日は3万5,000円、平成26年6月9日は14万5,000円とすることが必要である。

平成23年12月9日、平成24年6月8日及び平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月9日
② 平成24年6月8日
③ 平成26年6月9日

請求期間①、②及び③に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額51万9,000円、請求期間②において標準賞与額3万5,000円、請求期間③において標準賞与額14万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成26年*月*日までの期間及び平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は51万9,000円、請求期間②は3万5,000円、請求期間③は14万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700244号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700105号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月8日は22万4,000円、平成25年12月9日は12万8,000円とすることが必要である。

平成24年6月8日及び平成25年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月8日
② 平成25年12月9日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間①において標準賞与額22万4,000円、請求期間②において標準賞与額12万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間及び平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から、請求期間①は22万4,000円、請求期間②は12万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700245号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700106号

第1 結論

請求者のA社における平成26年6月9日の標準賞与額に係る記録を61万9,000円とすることが必要である。

平成26年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額61万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成26年*月*日から平成27年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から61万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700246号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700107号

第1 結論

請求者のA社における平成22年6月9日の標準賞与額に係る記録を14万円とすることが必要である。

平成22年6月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年6月9日

請求期間に、A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無い。当該賞与について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳・所得税源泉徴収簿により、請求者が、請求期間において標準賞与額14万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳・所得税源泉徴収簿における賞与支給額から14万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700132号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700108号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和35年10月1日から同年7月1日に訂正し、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

昭和35年7月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和35年7月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで

昭和32年7月から昭和36年9月まで、C社及びA社に継続して勤務した。しかし、厚生年金保険の記録では、当該勤務した期間のうち、請求期間が被保険者期間となっていないので、当該期間が被保険者期間となるように、A社における被保険者資格取得年月日を昭和35年7月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の複数の元従業員の陳述から判断すると、請求者が、請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、請求者と同じ昭和35年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者が、「C社のD支店が、昭和35年7月頃に同社から独立してA社になった。独立の前後において、従業員の勤務形態等に変更はなかった。」旨回答又は陳述している。

さらに、C社及びA社に係る被保険者名簿において、請求者と同様に、請求期間の被保険者記録が見当たらない元従業員から提出された給料支払明細書によると、当該元従業員は、請求期間にA社から給与の支払を受け、当該給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

一方、A社に係る被保険者名簿には、同社が厚生年金保険の適用事業所になった日が昭和35年10月1日と記録されており、請求期間において同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらないものの、商業登記の記録によると、同社の成立年月日は昭和35年6月3日である上、「請求期間において、A社に勤務していた。」旨回答又は陳述している元従業員が5人以上いることから、同社は、請求期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の元従業員から提出された請求期間の各月に係る給料支払明細書の厚生年金保険料控除額が、C社における当該元従業員の厚生年金保険被保険者資格喪失時（昭和 35 年 6 月）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と同額であることから、請求者についても、同社における請求者の昭和 35 年 6 月の厚生年金保険の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出及び保険料納付について不明と回答しているが、A社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、適用事業所の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700127号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700029号

第1 結論

昭和45年*月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年*月から昭和50年3月まで

請求期間当時、私は学生であったが、20歳になった頃に母が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

母は高齢のため、当時の状況を聞くことができず、国民年金の加入手続や請求期間の国民年金保険料の納付状況については分からないが、私の長兄と姉の国民年金保険料は、20歳の頃から母が納付していたと長兄と姉から聞いており、母は子供のためなら納付するものはきっちりと納付してくれるような性格と考えている。

私についても20歳の頃から母が国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「私が20歳になった頃に母が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。」旨陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合には、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名による氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求者が請求期間当時の住所地であるとするA県B市において請求期間に払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であることから、請求者の母は、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の母について、「高齢のため、当時の状況を聞き取ることはできない。」旨陳述していることから、請求期間当時の具体的な状況は不明である。

さらに、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。